# 令和5年第2回農業委員会総会

1 日 時 令和5年2月22日(水) 午前10時00分~午前10時20分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

# 3 出席委員

(農業委員)

()=() () ()	**		
議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
1	正木 靜夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原順二
3	東田、保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

# (最適化推進員)

議 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

# 4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
9	橋村 實男		

# 5 出席職員

職名	氏	名	職名	氏	名
事務局長	前田	新吾	事務局主幹兼農地係長	川本	義典

# 令和5年第2回農業委員会総会日程

- 1 日 時 令和5年2月22日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 大竹市役所 3階大会議室
- 3 議事日程

上程順序	議事番号	内容
日程第1	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請につい
		て
日程第2	議案第6号	大竹市農用地利用集積計画(第106期)の
		決定について
日程第3	議案第7号	非農地証明の申請について
日程第4	報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農
		地転用届出の専決処理について

# 4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号) 第32条の規定により、公開で行います。

# 事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和5年、第2回大竹市農業委員会総会を開催いた します。一同、ご礼、ご着席下さい。

# 会長挨拶

みなさん、おはようございます。ご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。

# 会 長

本日の出席委員11名中10名(欠席1名)で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第2回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項 の規定により、会長において、6番 古木麻知子委員、7番 島原 順二委員を指名 いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1 議案第5号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

# 事務局 (川本)

それでは、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、順位1からご説明いたします。議案書は 2ページ、地図は 7ページをご覧ください。

申請地は、油見一丁目の1筆です。地目は田、現況は畑、面積は309㎡です。

譲受人は、広島市から通って、申請地を耕作しています。夫の親族である譲渡人の持分12分の1を、このたび譲渡されることとなり、申請が提出されました。この農地は、令和4年の12月開催の総会において、同じ譲渡人から同じ譲受人に持分12分の1を譲渡されており、耕作の状況については、変化はありません。

なお、4ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

順位2について、議案書は 2ページ、地図は 8ページをご覧ください。

申請地は栗谷町後原字中曽根の3筆で、畑が2筆合計で791㎡、田は1筆で1,947㎡です。田については、利用権の設定により、譲受人が耕作していましたが、このたび、隣接する畑と一緒に所有権を移転するものです。

なお、5ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

順位3について、議案書は 3ページ、地図は 9ページをご覧ください。

申請地は栗谷町後原字平側内の1筆で、地目は田、面積は2,952㎡です。譲渡人は順位2と同じ方で、自ら耕作が困難であることから、譲受人に売買により所有権を移転するものです。

なお、6ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

# 会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。順位1について、4番 丸小委員お願いします。

# 丸小委員

2月17日に調査を行いました。現地はですね、果物、みかん等が植えられていまして、農地としては適正な管理が行われていると思います。以上です。

#### 会 長

続きまして、順位2及び順位3について、7番 島原委員お願いします。

#### 島原委員

18日に現地を見に行きまして、本人さんともお話をしまして、今まで通りやるとのことで問題はないと思います。

# 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。 (質疑なしの声)

#### 会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)

# 会 長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、日程第2 議案第6号 「大竹市農用地利用集積計画(第106期) の決定について」を議題といたします。

それでは、本件について事務局より説明を求めます。

#### 事務局(川本)

それでは、議案書 10ページにありますように、このたび1件提出がありましたのでご説明いたします。

利用権の設定を受ける方、利用権を設定する方は、それぞれ議案書記載のとおりです。利用権の詳細は、11ページ、 12ページ、地図は 13ページをご覧ください。

申請地は松ケ原町字東河内の2筆で、現況は田、面積は2筆合計 1,444㎡、利用権の種類は使用貸借で、内容は水稲となっています。

この利用権は、継続で、令和5年3月1日から令和10年12月31日までの契約を結ぶものです。利用権の設定を受ける方は、農機具等の保有数が少なく、農業補助者として記載がありますが、同じ松ケ原町の農家に農機具等を借り、共同で作業をすることで、水稲の耕作を行っていることを確認しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

# 会 長

続きまして、地区担当委員の意見を求めます。3番 東田委員、お願いします。

# 東田委員

ただ今説明されましたけれども、借主は、農村的な環境を好み、大事にされている方で地域とも協調されています。高齢化が進む地域では貴重な人材で、期待している方です。もともと農業の経験はないのですが、農業に関心を持っていまして先ほどありましたが、知り合いの方の支援を受けて米作りを始めました。農機具は所有していませんが、知り合いの方に機械作業を依頼されており、作業は一緒にやられているようです。今回更新ということですが、これまで毎年米作りをされており、実績も意欲もあるということで、今後も耕作を続けるものと思われ、適当であると思います。

#### 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。 (質疑なしの声)

# 会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。 本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか (異議なしの声)

# 会 長

ご異議ございませんので、本件は計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第3 議案第7号「非農地証明の申請について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局 (川本)

それでは議案第7号「非農地証明の申請について」を順位1からご説明いたします。 議案書は 14ページ、地図は 15ページをご覧ください。所在は、南栄二丁目 の1筆で、登記地目は畑、現況は宅地、面積は215㎡の土地です。この土地に、昭 和41年ごろに建築されたアパートが、ほぼ敷地いっぱいに建てられています。

申請人は、相続したアパートが、未登記であったことから、地目変更登記のために 非農地証明を申請したものです。

続いて、順位 2 についてご説明いたします。議案書は 14 ページ、地図は 16 ページ、 17 ページをご覧ください。

所在は小方一丁目の1筆で、地目は田、現況は宅地、面積は535㎡です。位置図のとおり、旧小方小学校の敷地の一部となります。公図では、1344番1に合筆されていますが、売買契約にあった申請地の地番が申請から漏れて、登記簿上、旧所有者のままになっていたものが、このたび登記の更正により、市の所有となり、地目変更登記のために非農地証明の申請となったものです。

続いて、順位 3 についてご説明いたします。議案書は 14 ページ、地図は 18 ページをご覧ください。所在は、大竹市油見一丁目の一筆で、登記地目は畑、現況は雑種地、面積は 214 ㎡の土地です。公図は、二つの土地に同じ地番が記載されています。この二つの土地全体で、枝番が 4 まであり、申請地は 4 つに分筆されたうちの一番北側となります。

申請地は、申請者が枝番3、4にかけて住宅を建築し、貸家としていたものを、このたび解体し、現在更地となっています。またこの土地も枝番1と同様に平成元年頃には既に借家として利用されていたことを確認しています。

申請理由はこれまで宅地として使用した後、整地し更地となった現況に地目を変更するため、非農地証明の申請を行ったものです。

広島県の「農地法に関する各種証明事務取扱ガイドライン」に沿って検討すると、今回の申請地は、昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃(かいはい)地(いわゆる無断転用地)となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、いずれも証明に該当する事案と考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

# 会 長

続きまして、本件について委員の説明を求めます。順位1について6番 古木委員お願いいしたします。

#### 古木委員

18日に事務局、橋村委員と一緒にうかがいました。当該土地にはアパートが建っており周りも住宅地であり、アパートも建築後20年以上経過しており非農地の証明をしても問題ないと思います。

# 会 長

続きまして、順位2について9番 橋村委員お願いいしたします。

#### 橋村委員

2月16日に、事務局、古木委員と調査に参りました。目的は、2号線の横の旧小 方小学校の用地として調査しましたが、問題はありませんでした。以上です。

# 会 長

続きまして、順位3について4番 丸小委員お願いいしたします。

#### 丸小委員

2月20日に現地調査に参りまして、昔そこに家が建っていたと記憶していますが、 それから家が取り壊されて今は伐採した植木が置かれている状態で非農地証明をす ることに問題はないと考えます。

#### 会 長

非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。 (質疑なしの声)

#### 会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。 本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

#### (異議なしの声)

# 会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されまし

た。

続きまして、日程第4 報告第3号 「農地法第5条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明を求めます。

# 事務局(川本)

それでは、報告第3号について、事務局長において専決処理しましたのでご報告いたします。

議案書は 19ページ、地図は 20ページをご覧ください。

届出地は、西栄三丁目の1筆、登記地目は畑、現況は休耕、面積は204㎡です。 転用目的は譲受人が自己用の住宅を建設する目的で取得するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

2月9日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

# 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

# 会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要する ものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議 ございませんか。

(異議なしの声)

## 会 長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和5年 第2回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

#### 事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。